

令和2年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

令和 2年4月28日(火)

午後16時00分 開会

1. 出席議員

|    |       |    |     |       |    |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 鵜野 範之 | 議員 | 2番  | 畑地 誉  | 議員 |
| 3番 | 久保 元宏 | 議員 | 4番  | 高田 勲  | 議員 |
| 5番 | 篠原 暁  | 議員 | 6番  | 伊藤 淳  | 議員 |
| 7番 | 長野 時敏 | 議員 | 8番  | 上野 敏夫 | 議員 |
| 9番 | 小峯 聡  | 議員 | 10番 | 大沼 恒雄 | 議員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町長 横山 茂君 教育長 吉田 憲司君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 副町長    | 菅原 秀史君 | 総務財政課長 | 村中 博隆君 |
| 産業創出課長 | 赤井 圭二君 | 農業推進課長 | 前田 昌清君 |
| 住民生活課長 | 嶋田 英樹君 | 建設課長   | 瀧本 周三君 |
| 保健福祉課長 | 黒田 美和君 | 和風園園長  | 安念 昌典君 |
| 旭寿園園長  | 荒川 幸太君 | 会計管理者  | 小玉 好紀君 |

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野 信行君 書記 中山 裕樹君

7. 付議案件は次のとおり

| (議件番号) | (件 名)                                |
|--------|--------------------------------------|
|        | 会議録署名議員の指名                           |
|        | 会期の決定                                |
| 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正)         |
| 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて(沼田町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 議案第26号 | 生涯学習総合センター非常用発電設備整備工事の請負契約について       |
| 議案第27号 | 沼田町防災行政無線(移動系)デジタル化整備工事の請負契約について     |
| 議案第28号 | 除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について              |
| 議案第29号 | 沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について            |
| 議案第30号 | 沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 議案第31号 | 令和2年度沼田町一般会計補正予算について                 |
| 議案第32号 | 令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について          |
| 議案第33号 | 令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について           |

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和2年第3回沼田町議会臨時会を開催します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、長野議員、8番、上野議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和2年4月28日提出。町長名でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和2年3月31日。町長名でございます。承認第2号専決処分、町税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明致します。3月31日付で地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令ほか、関係省令が公布され、原則として4月1日から施行されました。それに伴い、本町においても町税条例の改正が必要となったため、今回専決処分を行ったものであります。今回の改正点は1つ、未婚のひとり親に対する税制上の措置、及び寡婦控除の見直しと、2つ、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応、3つ、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への

対応、4つ、その他元号など規定の整備であります。以上、条例の一部改正について説明致しました。ご承認のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第2号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第4。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和2年4月28日提出。沼田町長名でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和2年3月31日。町長名でございます。承認第3号沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明致します。3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する法律が、政令が公布され、4月1日から施行されました。それに伴い、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要となったため、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正概要として、保険税負担の公平性を確保し、中間所得層の保険税負担の軽減を図るための見直しを図られたものであります。主な改正点として、1つ、基礎課税額の限度額を61万円から63万円としました。2つ、国保税の軽減判定所得の算定方法の見直し、国民健康保険税の減額であります。保険税の5割軽減の対象となる世帯の所得判定の算定において、乗ずる金額を28万円から28万5千円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に乗ずる金額を、51万円から5

2万円としたものであります。なお、今回、中間所得層の負担軽減を図るため、国税の2割及び5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものであります。以上、提案理由を、提案理由の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決をいたします。お諮りいたします。承認第3号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第5。議案第26号。生涯学習総合センター非常用発電設備整備工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）はい議長。議案第26号。生涯学習総合センター非常用発電設備整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。1契約の目的、生涯学習総合センター非常用発電設備整備工事、2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、6,325万円、4契約の相手方、深川市文光町10番10号、株式会社西口電気代表取締役社長西口健一。5工事場所、沼田町南1条4丁目。6工期、本契約締結通知日から令和3年3月31日まで。令和2年4月28日提出。町長名でございます。次の頁には資料といたしまして、入札参加者を記載しておりますのでお目通し願います。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回整備いたします非常用発電設備でございますが、一昨年の北海道胆振東部地震に伴う北海道全域での停電において、町民皆様に大きな不安を与え、また、生活にも大きな影響を与えたことから、避難所となっている生涯学習総合センターゆめつくるに非常用発電機の整備を行うものであります。以上、生涯学習総合センター非常用発電機設備整備工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の

ほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第6。議案第27号。沼田町防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）はい議長。議案第27号。沼田町防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。1 契約の目的、沼田町防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億3,200万円です。4 契約の相手方、深川市文光町10番10号、西口電気・坪田電気経常建設共同企業体、株式会社西口電気代表取締役社長西口健一。5 工事場所、町内一円。6 工期、本契約締結通知日から令和3年3月15日まで。令和2年4月28日提出。町長名でございます。次の頁には資料といたしまして、入札参加者を記載しておりますのでお目通し願います。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回整備いたします防災行政無線（移動系）のデジタル化整備でございますが、公用車及び除雪機器に搭載している車載型と、携帯型の移動系防災無線機を令和4年12月1日以降も使用できるよう、無線設備規格の新規則に対応した機器に変更するものであります。以上、沼田町防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第7。議案第28号。除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議長。議案第28号。除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。記。1 契約の目的、除雪ドーザ購入事業。2 契約の方法、一般競争入札。3 契約金額、1,914万円です。4 契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店支店長鎌田雅紀。5 内容、除雪ドーザ（13t級車輪式、マルチプラウ・簡易着脱装置付）1台購入。6 納期、本契約締結通知日から令和3年1月29日まで。令和2年4月28日提出。町長名でございます。次の頁には資料といたしまして、入札参加者を記載しておりますのでお目通し願います。本事業の概要についてご説明申し上げます。今回購入しようとする機械は、平成9年に購入し22年が経過した除雪ドーザと同等の規格、作業能力をもつ除雪ドーザを社会資本整備総合交付金を活用し購入するものであります。受注生産のため納期を令和3年1月29日としておりますが、1日でも早く納入できるよう受注業者と協議を進めてまいります。以上、除雪ドーザ購入事業の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採

決いたします。お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(小峯聡議長) 日程第8。議案第29号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(黒田美和課長) はい。議案第29号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年4月28日提出。町長名でございます。改正条文の読み上げを省略し、提案理由及び改正内容について申し上げます。国による新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村などに対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行うこととされました。既に被用者を対象に傷病手当金を支給対象としている健康保険制度と同様に合わせたもので、サラリーマンなど給与収入のある被用者を対象とするものです。傷病手当金の支給については、条例に定めることにより行うことができるとされており、国内の感染拡大防止の観点から、本町の国保被保険者の被用者においても傷病手当金を支給することができるものとして、条例を改正するものです。対象者につきましては、被用者、給与の支払いを受けている被保険者となります。その内、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は、発熱などの症状があり、感染が疑われる者とし、支給要件は労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間とし、支給額につきましては、1日につき直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の金額とし、支給の期間については、支給を始めてから1年6ヶ月までとされており、調整につきましては、給与などの全部又は一部を受けることができる場合は、傷病手当金は支給しないことなどを規定しております。適用の期間は、令和2年1月1日から規則で定める日までとしておりますが、条例交付に合わせ規則を公布しますが、国の財政支援の期間が令和2年9月30日までの間、療養のため労務に服することができない期間とされていることから、9月30日までを予定としております。以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第9。議案第30号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第30号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年4月28日提出。町長名でございます。改正の条文を読み上げを省略し、提案説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に係る対応として、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月10日に改正され施行されました。これに伴い、本条第2条に規定しています本町において行う事務について、支給に係る申請書の提出の受付を加えるものです。施行日は条例の公布の日としております。以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第10。議案第31号。令和2年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい、議長。議案第31号。令和2年度沼田町一般会計補正予算について。令和2年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年4月28日提出。町長名でございます。別冊の令和2年度一般会計補正予算（第1号）の1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町一般会計補正予算（第1号）、令和2年度沼田町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,507万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,507万6千円と定める。2項省略させていただきます。令和2年4月28日提出。町長名でございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出でございます。4款衛生費、1項1目保健総務費229万2千円の増額補正でございます。10節需用費211万円の増額につきましては、不織布マスク購入費用と、マスク梱包配布に係る所要額を計上してございます。11節役務費18万2千円につきましては、全世帯配布に係ります郵便料を計上してございます。7款商工費、1項1目商工業振興費3,278万4千円の増額です。11節役務費1万3千円の増額計上は、親子リフレッシュ支援事業のチラシ郵送料でございます。18節負担金補助及び交付金1,277万1千円の増額計上ですが、沼田町中小企業特別融資貸付金の利子補給・保証料として200万円増額、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上減少や北海道の休業要請を受け甚大な影響を受けてございます町内商工業者へ町独自の緊急経済対策として、支援金987万4千円の計上と、長引く休校・外出自粛により、活動が制限されている中学生以下の子育て世帯への支援と併せ、地域経済の維持・循環を図るための支援事業に係わる補助金89万7千円を補正予算計上してございます。20節貸付金2,000万円の増額計上ですが、感染症の影響で融資を必要とする商工業者に対し、融資を途切れさすことがないように融資枠を拡大するための所要額を増額計上してございます。財源としてふるさとづくり基金繰入金と、中小企業特別融資貸付金元利収入を補正額と同額で計上してございます。6頁をお開き下さい。歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税1,307万6千円の増額補正でございますが、今ほどご説明申し上げました歳出補正の財源といたしまして地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。19款繰入金、1項3目ふるさとづくり基金繰入金200万円の補正増につきましては、歳出7款商工費でご説明申し上げました利子補給・保証料の財源として繰り入れを行うものでございます。21款諸収入、3項2目中小企業特別融資貸付金元利収入2,000万円の増額につきましては、歳出7款商工費でご説明

申しあげました中小企業特別融資貸付金につきまして、制度上、年度内の回収を行うこととしていることから、歳出と同額計上しているものでございます。以上、申しあげまして提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第11。議案第32号。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第37号、あ、32号、失礼しました。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年4月28日提出。町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,561万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,971万1千円と定める。2項については省略させていただきます。令和2年4月28日提出。町長名でございます。今回の補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

（「説明省略」の声あり）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第12。議案第33号。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第33号。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年4月28日提出。町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1頁をお開きいただきたいと思います。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和2年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、歳入歳出それぞれ5億1,169万5千円と定める。2項省略致します。令和2年4月28日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、先ほど可決いただきました沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給する傷病手当金を新たに計上するものです。6頁をお開きいただきたいと思います。下段の歳出です。2項保険給付費、1項保険、あ、2款保険給付費、1項1目傷病手当金50万円を新たに計上するものですが、被用者の内、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に支給する額を1日給与額を1万2千5百円と想定しまして、その額の3分の2、30日分を2人分で想定し計上したものです。上段の歳入をご覧いただきたいと思います。2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金の50万円につきましては、傷病手当金に係る支給額の全額を特別調整交付金として収入するものでございます。以上、説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

(閉会宣言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和2年第3回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

16時31分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小峯 聡

署名議員 長野 明敏

署名議員 上野 敏夫